

○小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金支給要綱

令和4年8月24日

小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻によりウクライナからの避難を余儀なくされた者の日本における生活を支援するため、予算の範囲内において支給する小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金（以下「一時給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象避難民)

第2条 一時給付金の支給の対象となるウクライナからの避難民（以下「対象避難民」という。）は、令和4年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降に戦禍を逃れるためにウクライナから出国したウクライナ国籍を有する者又はこれに準ずる者であって、第5条の規定による支給の申請の日において、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(申請者)

第3条 一時給付金の支給を申請することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 対象避難民で構成されている世帯の世帯主
- (2) 第5条の規定による支給の申請の日において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、対象避難民を受け入れた世帯の世帯主
- (3) 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、対象避難民の身元保証人として出入国在留管理庁に届け出たもの（対象避難民の同意がある場合に限る。）

(一時給付金の額)

第4条 一時給付金の額は、対象避難民1人につき10万円とする。

(支給申請)

第5条 一時給付金の支給の申請をしようとする者は、小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金支給申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和6年3月31日までに行わなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があり、一時給付金を支給すべきものと認めるときは、小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金支給決定通知書（様式第2号）により速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

2 一時給付金の支給は、対象避難民1人につき1回に限るものとする。

（受給者の責務）

第7条 一時給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、一時給付金が対象避難民に対する人道的支援を目的としていることに鑑み、支給された一時給付金を専ら対象避難民のために使用しなければならない。

（決定の取消し）

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により一時給付金の支給を受けたとき。

(2) 受給者が前条の規定に違反したと認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（一時給付金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により一時給付金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該一時給付金の支給の決定を取り消された者に対し当該一時給付金を返還させるものとする。

（暴力団の排除）

第10条 受給者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する場合は、一時給付金の支給の対象者としてしない。

（一時給付金の特例）

第11条 第4条の規定による一時給付金の額については、市長が特別の理由があると認める場合には、その額を増減して支給することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金支給申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

次のとおり申請します。

1 対象避難民

フリガナ 氏名	国籍	申請者との関係 (申請者からみて)	生年月日

2 申請額

(支給対象となる避難民の人数) × 10万円 = _____ 円

3 受給方法 窓口での現金受給 口座振替

口座振替の場合、申請者（支給対象者）の口座情報を記載してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店			
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
口座名義 カタカナ						

【提出書類】

1 対象避難民

- ウクライナ避難民証明書の写し
- 在留カードの写し（小田原市に居住していることが確認できる書類）

2 申請者（申請者が身元保証人の場合）

- 本人確認書類の写し
- 3か月以内に発行された住民票の写し

様式第2号（第6条関係）

小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金支給決定通知書

年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のありましたウクライナ避難民支援事業一時給付金の支給については、小田原市ウクライナ避難民支援事業一時給付金支給要綱第6条第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

支給金額